

南部大阪都市計画の変更

表の都市計画を変更しました。概要については市ホームページをご確認ください。また、都市計画図書は、都市計画課で閲覧できます。

☎都市計画課都市計画担当 ☎423-9629



対象地区	都市計画の種類	告示日
岸之浦地区	臨港地区、地区計画	令和5年3月24日
岸和田旧港地区	地区計画	令和5年4月1日
東岸和田駅西側地区	特別用途地区	令和5年4月1日

6月1日は人権擁護委員の日
特設人権相談所を開設

相談は無料で、秘密は厳守します。申し込み不要です。

🕒午後1時～4時 ☎人権・男女共同参画課人権推進担当 ☎429-9833 ㊚441-2536

日程	場所
6/1(木)	東岸和田市民センター(土生町4丁目 リハープ4階)
6/1(木)	桜台市民センター(下松町4丁目)
6/2(金)	男女共同参画センター(加守町4丁目)
6/6(火)	春木市民センター(春木若松町)
6/7(水)	山直市民センター(三田町)



税金

納税方法が拡充されました

固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、市府民税(普通徴収)について、今年4月から新たに納付書に印刷されている「地方税統一QRコード」や「eL番号」を利用して、パソコンやスマートフォ

ンから、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなどで納付できるようになりました。また、全国のQRコード対応金融機関でも納付できます(金融機関により対応開始時期は異なります)。詳しくは市ホームページをご確認ください。

☎納税課収納管理担当 ☎423-9422



軽自動車税(種別割)納税通知書を送付

5月1日(月)より順次送付します。郵便事情や連休の都合上、全ての地域でお届けが完了するのは、5月12日(金)の予定です。

■今年度の納期限は5月31日(水) 納税通知書に記載の金融機関やコンビニ、スマートフォン決済サービスなどで納めてください。納税証明書が必要な場合は、継続検査用納税証明書付き納付書で納めてください。

■軽自動車税(種別割)の減免申請 身体障害者手帳などの交付を受け、軽自動車税(種別割)の減免を希望する人は5月31日(水)までに申請してください。※減免には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

☎市民税課諸税担当 ☎423-9416

固定資産税課からのお知らせ

■固定資産税など納税通知書を送付しました

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書を送付しました。5月中旬までに届かない場合はご連絡ください。納税通知書には、土地や家屋についての物件明細を添付していますので、ご確認ください。今年度分より亡くなられた人が登記名義人になっている土地、建物について、今までは相続人代

5月11日(木)～20日(土) 春の全国交通安全運動

☎建設管理課交通安全担当 ☎423-9499

交通事故死者数の割合は、全国、大阪ともに歩行中が最も高く、また、自転車乗用中の交通事故死者数は減少傾向にある一方で、交通事故死者数全体に占める割合はほぼ横ばいで推移しています。

交通事故の被害者・加害者にならないためにも、日頃から交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けましょう。

■全国重点目標

- ・子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ・横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ・自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

■大阪重点目標

二輪車の交通事故防止

■スローガン

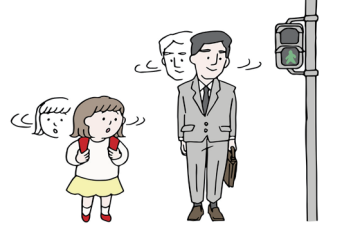
なれた街いつもの道でも みぎひだり

■交通事故死ゼロを目指す日

5月20日(土)

■市内の取り組み

表のとおり、交通安全運動の周知活動を行います。蜻蛉池公園でのキャンペーンでは、交通安全教室や府警音楽隊の演奏などを行います。家族、友人と一緒にぜひご参加ください。



イベント(内容)	日時	場所
初日街頭啓発(啓発品の配布) ※小雨決行	5月11日(木) 8:00～8:30	JR東岸和田駅前
街頭啓発(啓発品の配布) ※小雨決行	5月12日(金) 8:00～8:30	南海岸和田駅前
交通安全キャンペーン(交通安全教室・府警音楽隊の演奏・カラーガード隊によるパフォーマンス、啓発品の配布ほか) ※雨天中止	5月14日(日) 13:30～15:00	蜻蛉池公園(三ヶ山町)

表者に一通で送付していましたが、今後は登記簿上の所有者ごとに分けるため、複数の通知書が届くこととなりますのでご注意ください。

■減免申請

5月31日(水)までに申請すると、固定資産税・都市計画税の年税額の2分の1相当額が減免されます。

☎表の①～⑤を全て満たす納税義務者 申請に必要なもの 固定資産税など納税通知書、マイナンバーが確認できるもの、特別障害者は障害者手帳

☎固定資産税課管理・償却資産

担当 ☎423-9426、土地担当 ☎423-9427、家屋担当 ☎423-9428

減免要件

- ①今年1月1日現在、65歳以上の親、特別障害者、寡婦、ひとり親のいずれか
- ②納税義務者とその家族全員(扶養家族など生計を共にする人)の昨年中の所得が、市民税均等割非課税限度額以下(市外の家族は市民税非課税証明が必要)
- ③自己の居住用以外の土地や家屋を所有していない
- ④家屋の延べ床面積が70㎡以下
- ⑤固定資産税・都市計画税の合算年税額が5万円以下

広告

広告